

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について(平成28年度分)

(平成29年9月15日 内閣府男女共同参画局)

平成28年4月1日～平成29年3月31日の間の、272か所のセンターにおける相談件数等を集計した。

1. 相談件数

(1) 相談の種類別相談件数

	総 数	性別		総 数	加害者との関係					
		女	男		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする（した）	
					届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
総 数	106,367	104,716	1,651	106,367	85,429	3,439	1,203	12,607	2,666	1,023
来 所	33,418	33,105	313	33,418	25,627	1,138	119	5,533	692	309
電 話	69,780	68,457	1,323	69,780	57,435	2,115	1,069	6,684	1,836	641
その他	3,169	3,154	15	3,169	2,367	186	15	390	138	73

(2) 施設の種類の別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性別	
			来 所	電 話	その他		女	男
総 数	272	106,367	33,418	69,780	3,169	106,367	104,716	1,651
婦人相談所	50	38,173	9,618	27,907	648	38,173	37,797	376
女性センター	37	21,373	7,088	13,957	328	21,373	20,977	396
福祉事務所・保健所	91	11,201	4,297	6,164	740	11,201	11,062	139
児童相談所	12	2,905	880	2,010	15	2,905	2,851	54
その他	82	32,715	11,535	19,742	1,438	32,715	32,029	686

2. 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	1,167
-----	-------

3. 第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	3
-----	---

4. 第6条による通報を受けた件数

総 数	6,368
-----	-------

5. 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1. 相談件数」のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

(1) 相談の種類別日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	総 数	性別		総 数	言語別									
		女	男		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	その他	不明
総 数	1,885	1,870	15	1,885	100	105	143	703	167	345	22	101	171	28
来 所	757	750	7	757	40	30	17	328	37	151	15	51	78	10
電 話	998	990	8	998	36	73	117	350	127	174	7	48	56	10
その他	130	130	0	130	24	2	9	25	3	20	0	2	37	8

6. 障害者である被害者からの相談件数

「1. 相談件数」のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

(1) 相談の種類別障害者である被害者からの相談件数

	総 数	性別		総 数	知的・ 精神障害	身 体 障 害					
		女	男			小 計	視覚障害	聴覚・平衡機 能の障害	音声・言語・ そしゃく機能 の障害	肢体不自由	その他の 身体障害
総 数	6,990	6,929	61	6,990	6,175	815	180	88	17	279	251
来 所	1,743	1,732	11	1,743	1,443	300	55	59	8	107	71
電 話	4,959	4,910	49	4,959	4,498	461	107	20	9	151	174
その他	288	287	1	288	234	54	18	9	0	21	6

7. 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1. 相談件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。
また、「通報」は「4. 第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの相談件数を集計した。

	総 数	性別		通 報
		女	男	
総 数	3,224	3,154	70	349

8. ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。
うち、「1. 相談件数」及び「7. 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総 数	性別	
		女	男
総 数	1,504	1,485	19

9. 緊急時における安全の確保を行った件数

(1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	日数別					不明
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	その他	
総 数	586	273	70	66	169	8	

(2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	施設別			
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	586	108	97	200	181

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について(平成28年度分)

(平成29年9月15日 内閣府男女共同参画局)

平成28年4月1日～平成29年3月31日の間の、272か所のセンターにおける相談件数等を集計した。

1. 相談件数

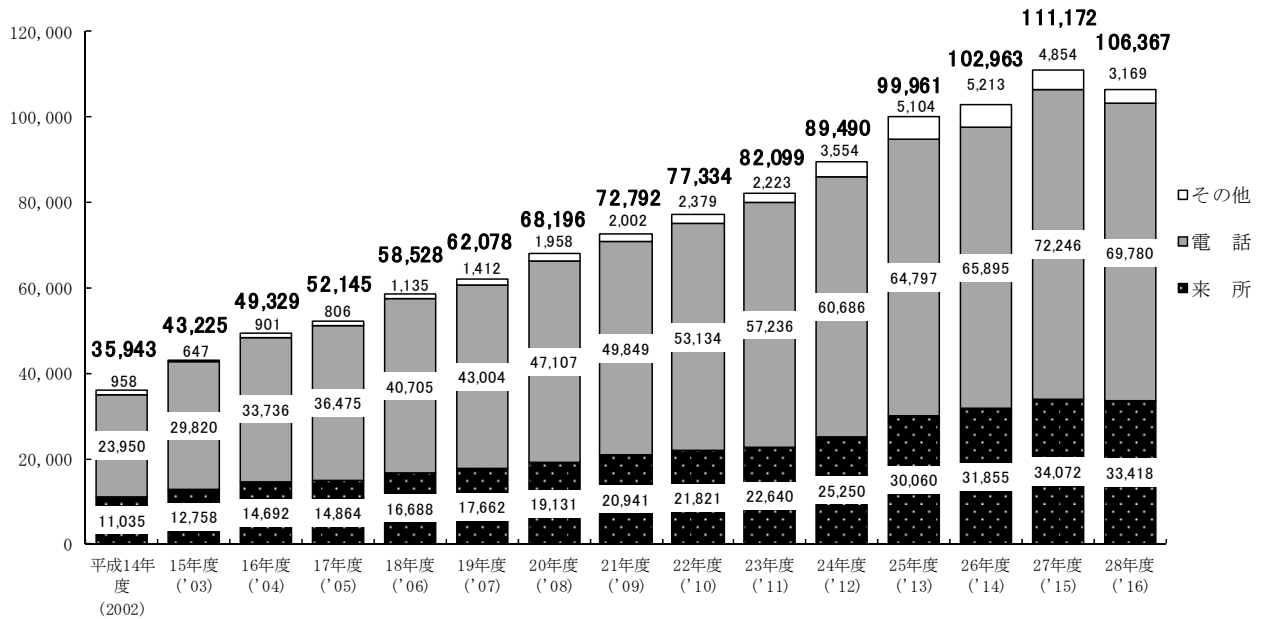
(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	女	男
			来 所	電 話	その他			
全 国	272	106,367	33,418	69,780	3,169	106,367	104,716	1,651
北海道	20	2,626	808	1,781	37	2,626	2,543	83
青 森	9	850	307	498	45	850	836	14
岩 手	12	1,865	1,189	617	59	1,865	1,839	26
宮 城	2	2,063	1,063	964	36	2,063	2,056	7
秋 田	6	664	271	327	66	664	660	4
山 形	5	402	220	170	12	402	397	5
福 島	9	1,562	635	854	73	1,562	1,543	19
茨 城	2	1,477	252	1,198	27	1,477	1,441	36
栃 木	4	1,930	504	1,371	55	1,930	1,924	6
群 馬	5	1,313	280	1,023	10	1,313	1,303	10
埼 玉	18	5,806	2,237	3,509	60	5,806	5,709	97
千 葉	18	7,947	2,380	5,375	192	7,947	7,842	105
東 京	14	13,996	3,622	10,017	357	13,996	13,799	197
神奈川	5	4,809	490	4,130	189	4,809	4,573	236
新 潟	3	1,421	373	882	166	1,421	1,403	18
富 山	2	1,642	447	1,123	72	1,642	1,638	4
石 川	2	1,473	488	985	0	1,473	1,466	7
福 井	8	1,152	370	758	24	1,152	1,142	10
山 梨	2	1,279	392	886	1	1,279	1,276	3
長 野	3	785	250	447	88	785	780	5
岐 阜	9	1,502	428	1,060	14	1,502	1,494	8
静 岡	4	2,247	774	1,428	45	2,247	2,220	27
愛 知	2	2,437	974	1,406	57	2,437	2,391	46
三 重	1	322	134	188	0	322	317	5
滋 賀	3	800	294	506	0	800	792	8
京 都	4	5,373	1,084	4,084	205	5,373	5,348	25
大 阪	12	7,866	2,326	5,266	274	7,866	7,623	243
兵 庫	16	7,887	2,853	4,693	341	7,887	7,812	75
奈 良	2	953	361	576	16	953	937	16
和歌山	1	742	129	611	2	742	734	8
鳥 取	3	514	292	164	58	514	514	0
島 根	2	696	283	362	51	696	692	4
岡 山	4	2,300	870	1,423	7	2,300	2,273	27
広 島	4	1,120	319	772	29	1,120	1,093	27
山 口	2	483	130	353	0	483	451	32
徳 島	5	2,108	766	1,198	144	2,108	2,063	45
香 川	1	584	194	374	16	584	583	1
愛 媛	3	650	320	313	17	650	642	8
高 知	1	695	352	337	6	695	688	7
福 岡	12	2,914	553	2,239	122	2,914	2,850	64
佐 賀	2	1,235	537	695	3	1,235	1,235	0
長 崎	4	1,499	651	836	12	1,499	1,494	5
熊 本	3	2,158	757	1,331	70	2,158	2,132	26
大 分	2	439	140	297	2	439	432	7
宮 崎	1	367	93	274	0	367	366	1
鹿児島	14	1,373	530	830	13	1,373	1,343	30
沖 縄	6	2,041	696	1,249	96	2,041	2,027	14

配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(件)



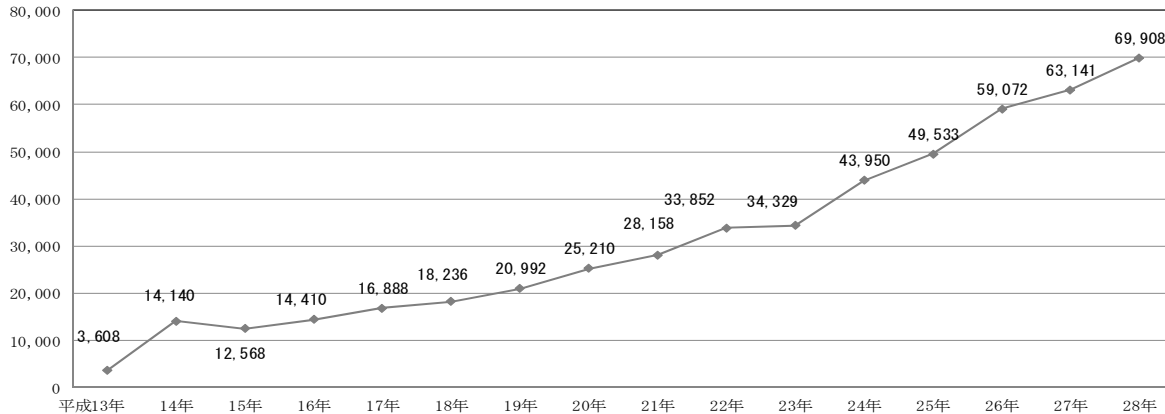
資料出所：内閣府調べ

(備考)

1. 配偶者からの暴力の被害者からの相談等を受理した件数。
2. 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の法改正を受け、平成 16 年 12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案についても計上。
なお、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。
4. 法改正を受け、平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上。
5. 法改正を受け、平成 26 年 1 月 3 日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。
6. 全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、272 か所（うち、市町村の設置数は 99 か所）。
7. 同一相談者が複数回相談した場合は、重複して計上。

2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

(件)

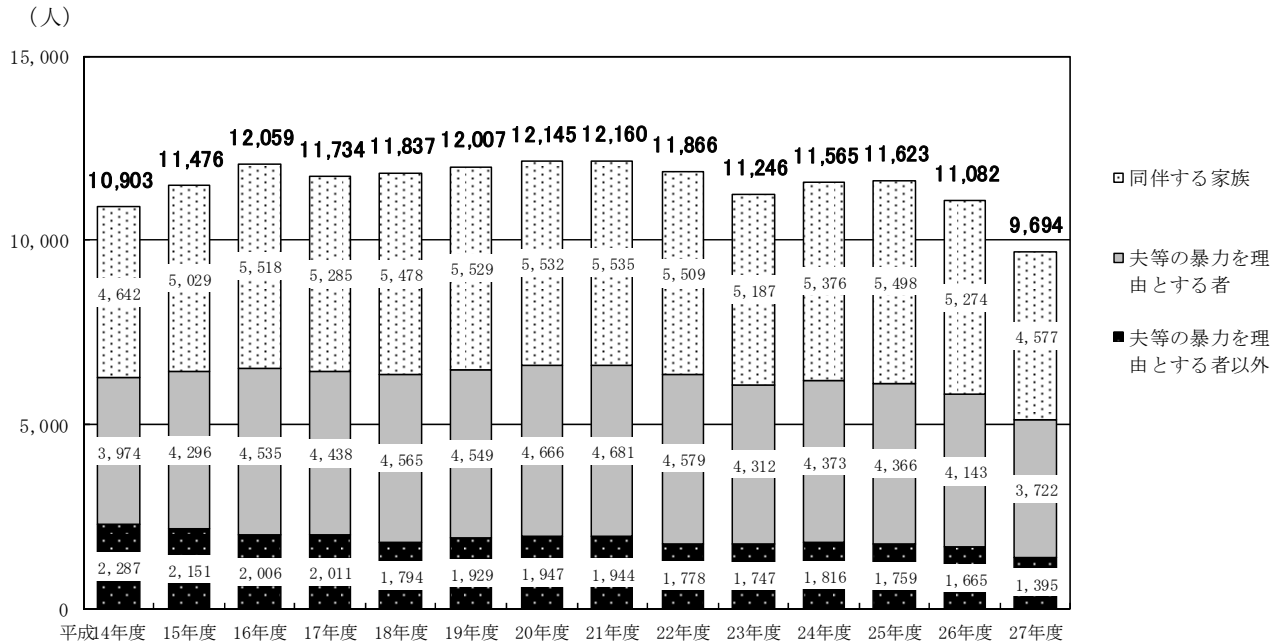


資料出所：警察庁調べ

(備考)

1. 配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数。
2. 平成 13 年は、配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の件数。
3. 「配偶者」の定義及び法改正の関係は「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の（備考）の 2～5 に同じ。

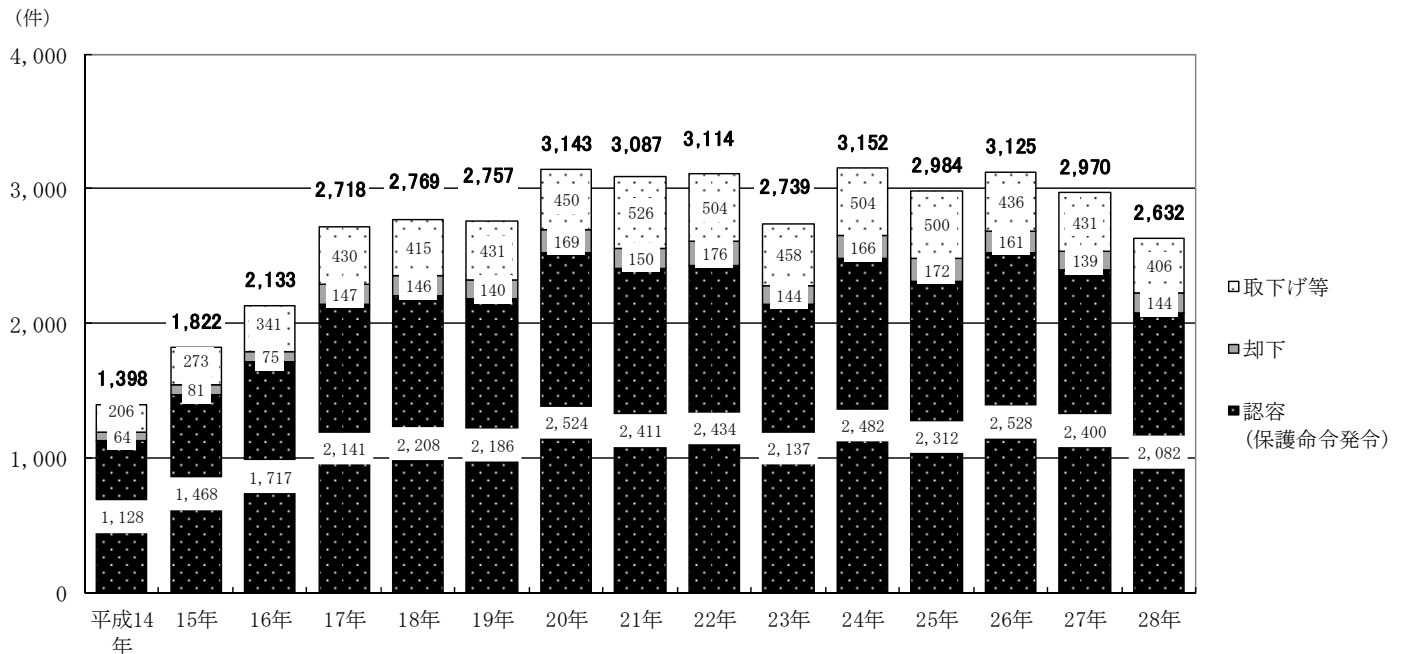
3 婦人相談所における一時保護件数



(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

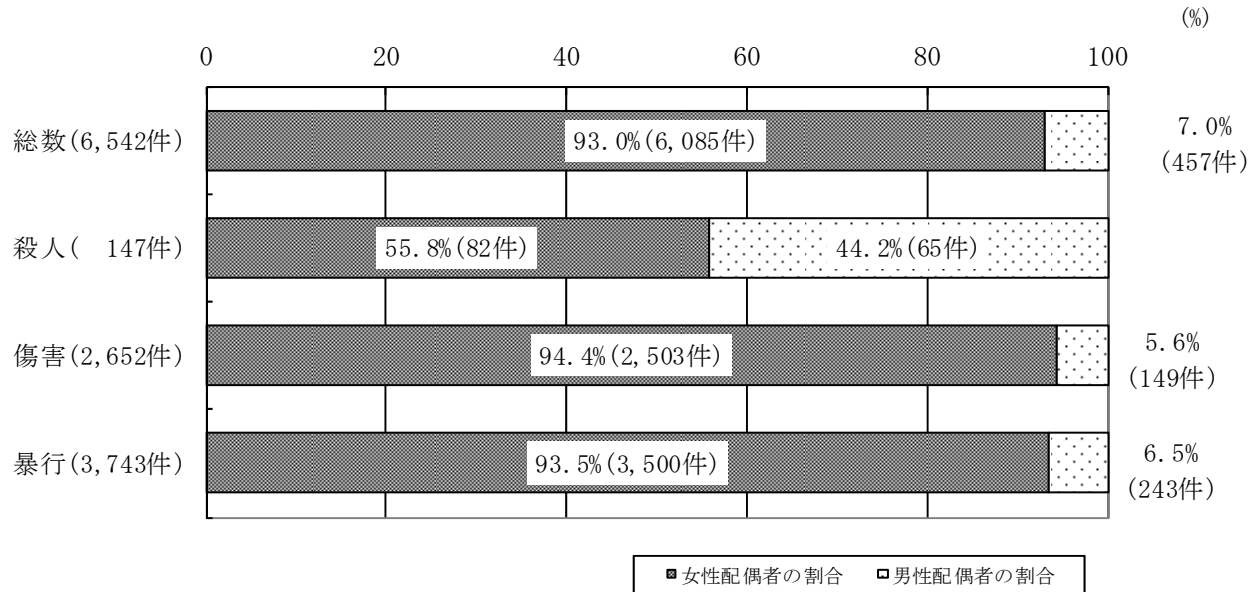


(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その後、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが高いときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発する。

なお、「配偶者」の定義及び法改正の関係は、「1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」の(備考)の2～5に同じ。

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



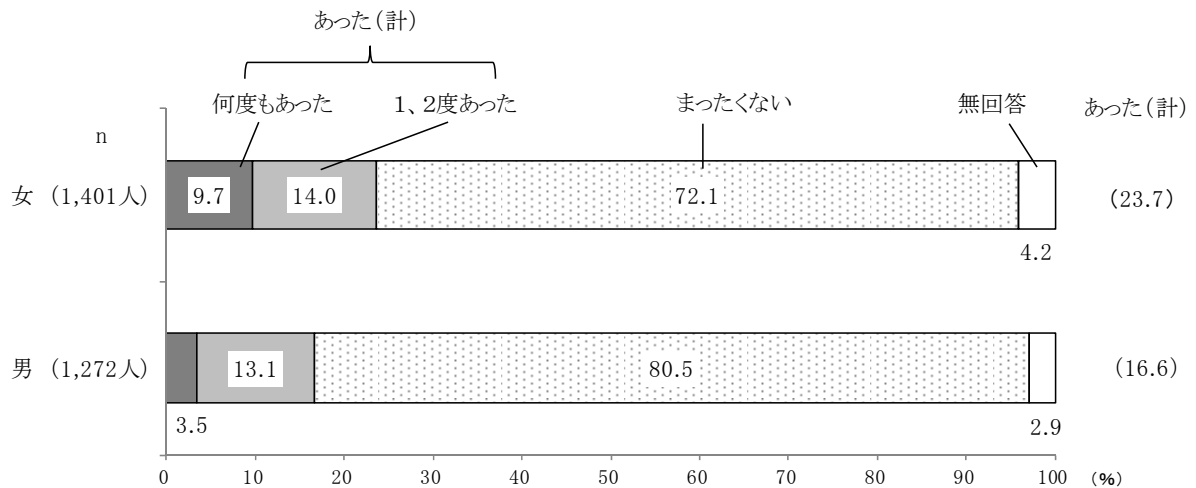
資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 27 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年度調査）より作成

(備考)

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,544 人（70.9%））。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおり。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
4. 性的強要：いやがっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。